

広報

# おおやまざき

4

2016(平成28)年

## 卒業生へのインタビューもあ

ぽかぽかとした陽気に包まれたこの日、大山崎中学校では卒業証書授与式が行われました。この日を境に広い世界へと羽ばたく卒業生たちは、はればれとした表情で卒業証書を受け取っていました。

【3月15日(火) 大山崎中学校】

### 今月の主な内容

- 衆議院京都府第3区選出議員補欠選挙 P 2
- 平成28年度 わくわくクラブおおやまざきの会員を募集 P 3
- 大山崎町第4次総合計画を策定しました P 4
- 大山崎町人口ビジョン・総合戦略を策定しました P 4
- 町内会・自治会に加入しませんか？ P 4
- 障害者差別解消法が施行されます P 5
- 「手話教室」のお知らせ P 5
- 青少年事業「歴史体験教室」の受講生を募集します P 6

vol.579

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>



# 衆議院京都府第3区 選出議員補欠選挙

## 平成28年4月24日(日) 午前7時～午後8時

18歳への選挙権年齢引き下げについては、平成28年6月19日以降に公示または告示される国政選挙からの適用となるため、今回の補欠選挙には適用されません。

衆議院京都府第3区選出議員補欠選挙は、4月24日(日)に執行されます。一人ひとりが与えられた1票の権利を慎重に正しく行使しましょう。

### 投票できる人

本町で投票できる人は、次のすべての要件を満たし、投票日当日選挙権を有している方です。

- 平成28年4月25日までに生まれた方
- 日本国民の方
- 平成28年1月11日以前に大山崎町に住民登録(転入届出)をされた方

注意!

今回の選挙では、平成28年4月11日を基準日とした選挙人名簿を用います。平成28年1月12日以後に本町に転入された方は、この選挙人名簿に登録されないため、本町では投票できません。

### 投票所について

本町の選挙人名簿に登録されている方で投票日当日選挙権を有している方は、投票所入場券に記載されている次の投票所で投票できます。

- 第1投票所/大山崎ふるさとセンター
- 第2投票所/町役場(1階ロビー)
- 第3投票所/円明寺が丘自治会館
- 第4投票所/下植野集会所

※第1投票所へ車で来ることは遠慮ください(投票日は春の行楽シーズンで、大山崎ふるさとセンター駐車場が大変混雑することが予想されるため)

### 入場整理券について

4月13日(日)までに、投票所入場整理券(ハガキ)を各戸配布します。万一、入場整理券が届かなかったり、紛失した場合でも、本町の選挙人名簿に登録された方、かつ投票日当日選挙権を有している人は、投票することができます。投票所係員に申し出てください。

### 期日前投票について

投票日当日に仕事や外出などの予定のある人は、期日前投票ができます。投票期間 4月13日(日) 23日(日)の午前8時30分～午後8時 ※期間中は(日)も投票できます 場所 大山崎町役場3階防災会議室 持ち物 投票所入場整理券(ハガキ) ※印鑑は不要です

### 不在者投票について

大山崎町以外の市区町村に滞在中の方や、病院・老人ホーム等に入所中の方は、「不在者投票」ができます。投票期間 4月13日(日) 23日(日)

### 郵便等による不在者投票

重度の身体障がいなどで外出できない人のために、自宅で投票し郵送をするこ

とができる「郵便等による不在者投票」制度があります。申請などの詳細については、早急に問合せ先までお尋ねください。

### 選挙公報について

選挙公報は、選挙期日2日前(4月22日(金))までに各戸に配布します。届かない場合は、至急選挙管理委員会にご連絡ください。なお、左記の町内の公共施設にも備え置きますので、こちらでもお取りいただけます。

### 【選挙公報を備え置く施設】

- ① 大山崎町役場
- ② 大山崎町立中央公民館
- ③ 大山崎ふるさとセンター
- ④ 大山崎町保健センター
- ⑤ 大山崎町立老人福祉センター「長寿苑」
- ⑥ 大山崎町体育館
- ⑦ 円明寺が丘自治会館

### 開票について

4月24日(日)午後9時から大山崎町立中央公民館で行います。

### 選挙の結果について

選挙の結果については、広報6月号でお知らせします。また、町のホームページでもお知らせします。問 大山崎町選挙管理委員会 ☎956-2101 (町政策総務課内、内324・371)

入会申込受付は4月16日(土)から

## 平成28年度 わくわくクラブおおやまざきの会員を募集

町内に在住または在勤の方を対象に、わくわくクラブおおやまざきの会員を募集しています。申込用紙(町教育委員会、町体育館に置いています)に必要事項を記入・押印し、会費を添えて申込先まで。問・申込先=わくわくクラブおおやまざき事務局 ☎956-0567 (町体育館内) ※受付時間は10:00～16:00(日を除く)

### 活動内容紹介

#### ■わくわくスポーツ教室開催予定

詳しくは、募集要項をご覧ください。

種目	開催場所
① バドミントン	大山崎町体育館
② フェンシング	
③ 新体操	
④ ソフトテニス	桂川河川敷公園テニスコート
⑤ ドッジボール	大山崎小学校
⑥ 剣道	
⑦ 野球	
⑧ ソフトボール	第二大山崎小学校
⑨ 卓球	
⑩ バレーボール	大山崎中学校
⑪ バスケットボール	
⑫ サッカー	大山崎小学校
⑬ ソフトバレーボール	

※▼開催期間▼種目▼場所▼時間などは変更する場合があります

対象=①～⑫/小・中学生、⑬/成人

#### ■わくわくサタデーナイト

とき=日の午後6時～8時

ところ=毎月(8月を除く)/大山崎町体育館

5月、7月、10月、1月/大山崎小学校

6月、9月、11月、3月/第二大山崎小学校

※8月は夏休みのため開催しません

参加費=会員は無料。一般は小学生100円、中学生以上200円

内容=卓球・バドミントンなど

#### ■各種イベント

種目	開催日(予定)
春のハイキング	5月15日(日)
カヌー教室	8月6日(日)、7日(日)
大人だけのソフトボール大会	11月3日(祝)
秋のハイキング	11月下旬
クリスマスイベント	12月23日(祝)
スキー教室	平成29年2月18日(日)、19日(日)
設立記念イベント	平成29年3月25日(日)

※開催日や開催場所などは変更する場合があります

※各種目とも、定員になり次第受付を終了します

※各種イベントの参加費はその都度設定します

#### ■わくわくハイキング

詳しくは4月下旬にチラシなどでお知らせします。とき=5月15日(日)

#### 年会費

A会員 5,000円/年	○スポーツ教室2教室以上参加可能 ○サタデーナイト参加無料 ○イベント参加料割引あり
B会員 3,000円/年	○スポーツ教室1教室参加可能 ○サタデーナイト参加無料 ○イベント参加料割引あり
C会員 2,500円/年	○サタデーナイト参加無料 ○イベント参加料割引あり
賛助会員 2,000円/年	○イベント参加料割引あり

※A会員のみ継続割引あり(1人1,000円引き)

※幼児、小・中学生は、スポーツ安全保険に加入するため別途800円が必要

## 大山崎町第4次総合計画を策定しました

「大山崎町総合計画」は、大山崎町のまちづくりの指針となる最上位の計画として、「基本構想」と「基本計画」から成るものです。「基本構想」では、10年間（平成28年度～平成37年度）の基本的なまちづくりの方向を示すものとして、「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標」を定めています。「基本計画（前期）」では、5年間（平成28年度～平成32年度）に取り組み施策の方向を示しています。今回の計画では、本町の将来像を

## 大山崎町人口ビジョン総合戦略を策定しました

国において、地方人口の減少および東京一極集中の是正を目的に「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年に制定され、地方創生の取組みが進められています。本町でも人口の減少が進んでいるため、国の取組みを踏まえて「①大山崎町人口ビジョン」と「②大山崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

### ①「大山崎町人口ビジョン」

町の人口の現状を分析し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示しているものです。

### ②「大山崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

町の人口減少に歯止めをかけ、まちの活力の回復・向上をめざして定住を促進し、快適で質の高い魅力ある「大山崎ぐらし」の維持向上をめざす取組みについて示しているものです。これらは、町ホームページと公共施設の情報コーナーでご覧いただけます。問Ⅱ政策総務課企画観光係 ☎956-2101（内313）

## 町内会・自治会に未加入世帯の皆さんへ 町内会・自治会に加入しませんか？

### 町内会・自治会って？

地域に住む皆さんが、よりよい環境のもとで充実した生活ができるように、自主的・自発的に活動を行いながら、地域のまちづくりを進めていくことを目的にした団体です。

### 町内会・自治会には どういう役割があるの？

町内会、自治会の役割や活動は主に以下の5つ。特に、自主防災組織との関係から重要性が高まっています。

- ①地域の絆（きずな）をつくるため  
▼災害▼事件▼事故などの、いざというときに頼りになるのは人と人とのつながりです。
- ②互助活動のため  
災害発生時などの対応や、高齢者世帯などへの細かい配慮は、町内会・自治会を中心とした近隣の助け合いが必要不可欠です。
- ③地域の課題解決のため  
町内会・自治会活動のなかで、地域の身近な課題を解決するとともに、行政との連絡体制を作ります。
- ④生活環境の充実・向上のため

住みよい環境をつくるための地域のルールづくりや、▼自主防災活動▼防犯活動▼交通安全▼町内美化など、地域での協力活動を行います。

⑤親睦・交流のために  
スポーツや季節のイベントなどを通じて、地域の交流を深めます。各町内会・自治会対抗の体育祭なども開催されています。

### 町内会・自治会に 加入するには？

加入を希望される世帯の方には、お住まいの地域の町内会・自治会をご紹介します。

また、おおむね15世帯以上をめぐすに、新たな町内会・自治会を組織していただくこともできます。詳しくは左記までお問合せください。

問Ⅱ政策総務課 企画観光係  
☎956-2101（内312）



## 平成28年4月1日から

## 障害者差別解消法が施行されます

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が、4月から施行されます。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。障がいのある人もない人も共に暮らせる社会の実現を目指しています。皆さんも、これを機に、今一度ご自身の普段の行動を顧みてはいかがでしょうか。

### 法の対象となる「障がい者」の範囲は？

障害者手帳を持っている人に限らず、身体、知的、精神、その他心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてを指しています。

### 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。これを、「不当な差別的取扱い

の禁止」といいます。

### 【不当な差別的取扱いの具体例】

- 障がい者本人を無視して、付き添いの人にだけ話しかける
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない
- 障がいがあるということ、受付の対応を拒否する

### 「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

### 【合理的配慮の具体例】

- 障がいのある人の障がい特性に応じて座席配置を決める
  - 案内の際、歩く速度を障がい者に合わせる
  - 事務手続の際に、職員などが必要書類の代読や代筆を行う
- 問Ⅱ福祉課社会福祉係  
☎956-2101（内153）

## 豊かな表現力を身につけてみませんか？

## 「手話教室」のお知らせ

初めて手話を習う方向けの講座です。大切なのは「伝えあう」とこと。あなたも豊かなコミュニケーション方法を身につけませんか。保育もあります。

※今回の入門課程に続く基礎課程は、8月下旬～11月中旬に開催を予定しています

### 【入門課程】

ときⅡ5月13日～7月29日の毎週  
午後7時～9時（全12回）  
ところⅡ中央公民館（6月10日は保健センター）  
内容Ⅱ手話の日常会話と聴覚障がい者のくらしの学習  
指導Ⅱ乙訓ろうあ協会、乙訓手話サークルでんでん虫会員  
参加費Ⅱ無料  
※別途テキスト代（DVD付）3,240円が必要。このテキストは入門課程と基礎課程が1冊になっています

対象Ⅱ町内に在住または在勤の中学生以上の方  
定員Ⅱ20人  
申込締切Ⅱ4月22日  
申込方法Ⅱ住所▼氏名▼年齢▼連絡先（あればFAX番号）▼受講

動機を電話、FAXまたは電子メールで申込先まで。  
問・申込先Ⅱ福祉課社会福祉係  
☎956-2101（内152）、  
☎957-4161  
✉fukushi@town.yamazaki.lg.jp



# 青少年事業「歴史体験教室」の 受講生を募集します

青少年事業とは、毎年度教育委員会が策定する『指導の重点』に基づいて実施しているもので、本町では昨年度、従来の青少年事業に学びと体験の要素を加えてリニューアルし、「防災体験教室」を実施しました。今年度はその第2期として「歴史」をテーマに事業を実施します。身近なものから分かる、本町の歴史や文化財の魅力を存分に感じてくださう。

## 活動内容の詳細

実施月	活動	内容
6〜8月頃	結団式・お城見学	近畿地方にある有名なお城に行きます。
11月頃	山崎城跡探索	本町歴史資料館館長の解説を聞きながら山崎城跡を探索します。
1月頃	歴史資料館での実習	ふるさとセンターにある歴史資料館を見学します。学芸員の解説を聞いて、「も」が持つ魅力の世界に立ちましよう。見学後には山崎にちなんだクラフトをします。
3月頃	解団式	解団式をします。

**活動**  
1年を通して3〜4回程度の実習を行います。参加者の皆さんには、見学などを通して歴史を考える力を育むとともに、本物の遺跡や出土遺物が持つ魅力を感じていただきます。(詳細は左の表のとおり)

## 募集要項

- 対象 本町在住の小学校4年生〜中学校3年生で、原則として年間を通して活動に参加できる方。
- 募集人数 20人(先着順)
- ※定員に達し次第、募集を締め切ります。
- 申込期間 4月15日(金)〜5月13日(金)
- 参加費 3,300円/1年
- ※受講用資料▼施設利用料▼交通費▼研修材料▼保険料などとして、申込時に徴収します。
- 申込方法 II 申込書に記入のうえ、対象者の健康保険の被保険者証の写しを2枚と、参加費を添えて、左記申込先まで持参。
- 申込書の入手方法 II 町立の小中学校で事前に配布するほか、申込窓口にも置いています。また、電話などで送付希望も承りますので、ご希望の方は左記問合せ先まで。
- 問・申込先 II 生涯学習課(役場2階24番窓口) ☎956-2101(内234)
- ※受付は 国産の午前8時30分〜午後5時15分



大山崎町歴史資料館にある国宝「待庵」のレプリカ▶

## 天王山のぼる君の 「大山崎町の歴史を 学習するぞ！」

### 観音寺(山崎聖天) 編



淀川散歩さん  
(63)



天王山のぼる君  
(14)

淀川さん、花見の季節だね。この時期はね、桜の儂い美しさに無常を感じるとでもいうのかな。俗世間の些事を忘れて、ひたすら感傷に浸ってしまうんだ。そんな僕は毎年、町内のおきき場所でおききを楽しんでいるんだよ。



「今年が割と暖かい春だからね。長く楽しめるといいね。」



「はいっ!」って聞いてよ、淀川さん。聖天さんだよ。



観音寺、別名山崎聖天だね。境内には昭和初期に植えられた約300本の桜が春を彩っているね。

このお寺は、平安時代に宇多天皇の勅願で開かれた歴史のあるお寺で、その後、江戸時代に木食以空というお坊さんがお堂などの建物を建立したんだよ。



変わった名前の人だね。



この人は五穀を断ち、一日一回だけ水を飲み、両手いっぱい蕎麦を食べるのみで精進され、大変な神通力を得たと言われているよ。また、明智光秀と同じ土岐氏の縁続きなので、お寺には同じ桔梗紋が使われているんだ。

昔からこの地にあった十一面千手観世音菩薩を本尊(中央に安置する仏)にしたので「観音寺」と名付けられたんだよ。



なぜ聖天さんとも言うのかな。



鎮守として歓喜天が祀られているんだ。歓喜天は、正式名を「大聖歓喜双身天王」といって、その略称、俗称が「聖天さん」なんだよ。



歓喜天は頭が象で体が人の神様なんだよね。



い、意外と詳しいね、のぼる君。聖天さんはインドの神様で、一心に信心すれば名声を上げ、技芸を上達させ、富み栄えることができるって言われているよ。

江戸時代には現世利益を求めた大阪商人の厚い信仰を受けて、観音寺は大いに栄えたんだ。商売繁盛の御利益があると言われ、豪商住友家もその力にすがって、立派な灯籠を寄進しているよ。



え、ほ、本当! すぐに拝みにいくよ、僕!



冒頭のせりふが空々しいね、のぼる君...



※境内で飲食はできません